

今後の廃棄物処理制度のあり方について (意見具申) (案)

令和 8 年〇月
中央環境審議会循環型社会部会
廃棄物処理制度小委員会

I. はじめに

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）については、累次の改正を重ねることで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に取り組んできた。その一方で、資源循環や災害対策、環境保全上の観点から喫緊に対応すべき課題が多数顕在化してきている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 58 号）附則第 2 項においては、「政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 61 号）附則第 5 条において、「政府は、附則第一条第二号に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されているところ、令和 7 年を以て施行から 5 年を迎えることに鑑み、対応を検討すべき時期が到来している。

このような状況を踏まえ、①廃棄物又は有害使用済機器に該当せず、不適正な処理により生活環境に支障が生じる可能性のある雑品スクラップや使用済鉛蓄電池等、②処理期限の到来を踏まえ現行制度の見直しが必要となっている PCB 廃棄物、③頻発する大規模災害により処理体制の充実・強化が求められる災害廃棄物等について、廃棄物処理法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 63 号。以下「PCB 特措法」という。）、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号。以下「JESCO 法」という。）に関し、以下のとおり必要な対応を講じることが必要である。

II. 背景

平成 29 年 2 月に、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会において報告書が取りまとめられ、中央環境審議会循環型社会部会における審議を経て、「廃棄物処理制度の見直しの方向性（平成 29 年 2 月 14 日）」として環境大臣に意見具申がなされた。その後、当該意見具申を踏まえ、同年の廃棄物処理法の改正をはじめとする諸措置が取られた。

平成 29 年の廃棄物処理法の一部を改正する法律の成立後、同年 11 月に開催された第 9 回廃棄物処理制度専門委員会において、報告書への対応状況について整理が行われた。加えて、同法の附則において、同法の施行後 5 年の経過後（令和 7 年）に、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、有害使用済機器保管等届出制度をはじめとする規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされた。これらを踏まえ、令和 6 年 10 月より「ヤード環境対策検討会」を開催し、現下の状況を踏まえた環境対策のあり方を議論した結果、「令和 6 年度ヤード環境対策検討会報告書」により、環境対策に係る規制を強化する必要性が示されたところである。また、国内の雑品スクラップ等が不適正に処理され海外に流出していることも踏まえ、スクラップの適正管理、不適正輸出防止等に取り組む必

1 要がある。不適正な処理が行われるスクラップヤードを規制することにより、これにつなが
2 る商流を断ち、公正な競争環境を整備するとともに、適正かつ競争力のあるリサイクルを実
3 現する新たなサプライチェーンを構築することが必要である。我が国は、国際的な産業競争
4 力や経済安全保障の強化のため、資源循環業から製造業への再生材の安定供給を図っていく
5 必要があり、再生材の原料となる循環資源の大規模な収集を可能とする物流網の強化（ネット
6 ワーク形成）及び適正かつ競争力のあるリサイクルを行う再生材製造拠点の構築を通じて、
7 再生材供給のサプライチェーンを強靭化していく必要がある。環境省では、令和6年度から、
8 「資源循環ネットワーク形成・拠点構築に向けた調査事業」を通じて、主要な循環資源を対
9 象に、課題やニーズの洗い出し・課題解決策の検討のケーススタディを実施しているところ
10 である。

11 また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）については、高濃度ポリ
12 塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度PCB廃棄物」という。）は令和8年3月にその処理事業の終了を迎える、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「低濃度PCB廃棄物」という。）は令和9年3月に処理期限が到来する。期限以降に廃棄される使用中のPCB含有製品や、新たに発見されるPCB廃棄物等についても、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」という。）で求められている令和10年までの適正な管理を実現するため、「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」での検討内容を踏まえ、関係法令の役割を見直しつつ、PCB廃棄物を確実かつ適正に処理するための仕組みへと見直す必要がある。

19 さらに、災害廃棄物については、平成27年の廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正により、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害廃棄物対策を実施・強化するための法整備を行い、自治体における災害廃棄物処理計画の策定等の平時の備えを進めるとともに、毎年発生する災害時における災害廃棄物処理支援を実施してきた。平成27年の廃棄物処理法等の改正以降、令和6年能登半島地震をはじめとした特定非常災害に該当する大規模災害（地震、集中豪雨）が複数発生したこと、南海トラフ地震等の巨大災害への備えに対する関心が高まっていること等を踏まえ、「災害廃棄物対策推進検討会」において現行制度や最近の災害廃棄物対応に関する点検・検証等を実施したところであり、今後の大規模災害等に備えて災害廃棄物対策の更なる充実・強化を図っていく必要がある。

28 以上のような廃棄物処理制度をめぐる昨今の状況を踏まえ、令和6年12月に中央環境審
29 議会循環型社会部会に廃棄物処理制度小委員会を設置し、ヤード環境対策検討会、PCB廃棄
30 物適正処理に関する検討委員会、災害廃棄物対策推進検討会といった関係する検討会等における検討結果を踏まえ、必要な制度的措置について検討を進めてきた。

III. 不適正スクラップヤード問題への対応と再生材供給のサプライチェーン強靭化の推進

1. 現行制度について

- 廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、廃棄物処理法の規定により、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う場合には、都道府県知事又は市町村長の許可を受けなければならないこととされている。
- 一方、廃棄物に該当しない内部に有害物質が含まれる電気電子機器の取扱いにおいて、環境保全措置が十分に講じられないまま破碎や保管をされることにより、生活環境保全上の支障が発生していたことから、平成 29 年の廃棄物処理法の改正により、有害使用済機器保管等届出制度が創設され、当該機器の保管又は処分を業として行う場合に届出が義務付けられた。本制度の対象となる機器は、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）の対象機器（家電 4 品目及び小型家電 28 品目）とされている。

2. 制度的措置の必要性

- 一部地域において、有害使用済機器保管等届出制度の対象外である雑品スクラップ等について、保管場（スクラップヤード）における不適正な処理に起因する騒音や悪臭、公共用水域や土壤の汚染、火災の発生等が報告されている。現行の廃棄物処理法では対応が困難となっているこうした環境問題に対処するため、一部の自治体において、廃棄物処理法上の廃棄物や有害使用済機器に該当しない物品の保管に関する条例が制定されている。
- 特に、使用済鉛蓄電池や使用済リチウム蓄電池については、その不適正な処理に起因する鉛の流出や火災等の生活環境保全上の支障が生じているだけでなく、例えば、使用済鉛蓄電池については、近年、鉛くずの輸出が急増する一方で（令和 5 年の輸出量は令和 2 年の約 10 倍）、使用済鉛蓄電池から取り出された巣鉛等を、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号）に基づく輸出手続なしに不適正に輸出しようとした事例が確認されている。適正処理に対する意識の低い事業者により、スクラップヤードにおいて不適正に使用済鉛蓄電池が解体され、得られた鉛原料が不適正に輸出されているものと考えられ、国内における適正処理に支障をきたしているだけでなく、輸出先において環境上不適正に取り扱われるおそれもある。
- スクラップヤードにおける雑品スクラップ等の不適正な処理に起因する生活環境保全上の支障に対し、条例の創設により対応している自治体もあるが、事業場を移転し規制から逃れる事業者の存在も聞いており、全国的な問題に波及するおそれがある。このことから、100 以上の都道府県及び政令市が全国で統一的な制度の創設を望んでおり、法制度による不適正スクラップヤード対策が急務となっている。あわせて、使用済鉛蓄電池については、鉛くずの輸出増加や不適正輸出事例の発生を踏まえ、国内及び輸出先における生活環境保全上の支障の発生を防止するため、適正処理の確保と不適正輸出防止のための実効性のある法的措置を早期に一体的に講ずる必要がある。

1

2 **3. 見直しの方向性**

- 3 ① 不適正スクラップヤード対策
- 4 ○ 廃棄物処理法上の廃棄物又は有害使用済機器に該当しない、雑品スクラップや使用
5 鉛蓄電池等の不適正な処理に起因する生活環境保全上の支障が生じているところ、
6 これらの物品を対象とした適正な処理を確保するための全国で統一的な制度の創設
7 が必要である。
- 8 ○ 制度の対象となる物品については、有害使用済機器に加え、有害性又は危険性を有
9 し、ぞんざいに扱われた場合に人の健康又は生活環境保全上の支障を生じるおそれ
10 が大きい使用済鉛蓄電池や使用済リチウム蓄電池等と、一定程度集積し、不適正に
11 処分されることにより生活環境保全上の支障を生じるおそれのある金属スクラップ
12 や雑品スクラップ等が考えられる。このため、取引価値を有するものの、本来の用
13 途のためには取り扱われず、破損、浸水等を考慮せずにぞんざいに扱われる性格を
14 有しているものであって、金属やプラスチックが含まれる使用済の物品に対して、
15 包括的に制度の網をかけられるような定義付けをすべきである。
- 16 ○ 更なる生活環境保全上の支障の発生を防止するためには、生活環境保全上の配慮が
17 なされていること等が確認できない事業者の新規参入を禁止するほか、不適正な処
18 理が確認された場合には取消等により厳格に対処することが効果的である。より実
19 効性の高い措置を求めて、条例の多くが許可制を導入していることを参考に、廃棄
20 物に該当しない、雑品スクラップや使用済鉛蓄電池等の保管・処分を業として行う
21 場合にも許可制などの事前審査制度の導入が必要である。あわせて、有害使用済機
22 器保管等届出制度と比べて罰則を強化すること等により、不適正な処理等を実効的
23 に抑止するための措置を講ずるべきである。
- 24 ○ 対象物品の処分や処分前の保管については、それぞれの物品の性質に応じて、事業
25 者の能力や保管・処分時の設備の構造、処分方法等の基準を設け、生活環境保全上
26 の配慮がなされた一定の要件を満たす事業場においてのみ、例えば使用済鉛蓄電池
27 の解体等の処分ができるような仕組みとすべきである。
- 28 ○ 制度の対象物品の受入れや処分に係る日付や数量等について、帳簿への記載を義務
29 付けること等により、トレーサビリティの仕組みを構築すべきである。
- 30 ○ 使用済鉛蓄電池等について、廃棄物処理法上の廃棄物の取扱いに準じて、国内処理
31 原則を適用し、国内での適正な処理を確保するとともに、輸出に当たっては環境大
32 臣の確認を受けなければならないこととすべきである。
- 33 ② 使用済となったリチウム蓄電池等への対応
- 34 ○ リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池使用製品に起因して、スクラップヤードにおい
35 て火災が発生していることに加え、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬車両や処
36 理施設においても火災が頻発していることを踏まえ、廃棄物となったリチウム蓄電
37 池等について、廃棄物処理工程に意図せず混入し、処理施設において火災が発生す
- 38

1 ることを防止するため、収集運搬や保管時に他のものと区分することや産業廃棄物
2 の委託契約においてリチウム蓄電池等の含有の有無を明確にするための仕組み等を
3 導入すべきである。

4

5 ③ 再生材供給のサプライチェーン強靭化の推進

- 6
- 7 ○ 国内で資源を循環させて最大限活用することは、環境負荷の軽減に加え、国際的な
8 産業競争力や経済安全保障の強化にも資するものであり、製造業への原料の安定供
9 給につなげていくという観点も重要である。これらの制度的措置の検討に当たって
10 は、環境保全の観点から国内の不適正なスクラップヤード事業者に対して是正を求
11 めるべく制度を厳格化するとともに、適正なスクラップヤード事業者や廃棄物処理
12 業者、精錬事業者が資源循環の推進にも貢献していることに十分配慮し、関係省庁・
13 部局とも連携しながら、適正な事業者にとって過度な負担とならないような配慮が
14 必要である。
- 15 ○ 不適正な処理が行われるスクラップヤードを規制することにより、これにつながる
16 商流を断ち、公正な競争環境を整備するとともに、再生材製造の原料の安定調達の
17 ための物流網の効率化（ネットワーク形成）や適正かつ競争力のあるリサイクルを行
18 う再生材製造拠点の構築を進め、再生材供給サプライチェーンの強靭化を図るべきである。
- 19 ○ 金属スクラップ類やリチウム蓄電池など、有償で取引されていることから不適正ス
20 クラップヤード問題の影響を強く受ける循環資源については、排出以降の取引実態
21 が不明である。商流の実態把握や適正処理が可能な施設で集約的な処理を進めるた
22 めの検討を深掘りすべく、引き続き、必要な調査を継続し、制度的検討を進める必
23 要がある。

IV. PCB 廃棄物に係る対応

1. 現行制度について

- PCB 廃棄物を保管する事業者は、廃棄物処理法及び PCB 特措法に基づき、PCB 廃棄物を確実かつ適正に処理するため、毎年度保管や処分の状況についての届出を行うことのほか、政令で定める期間内の自ら処分又は処分委託が義務付けられている。
- 高濃度 PCB 廃棄物は、JESCO 法に基づき中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）がその処理を行っており、事業終了準備期間（令和 8 年 3 月末まで）で処理事業を終了することとしている。
- また、低濃度 PCB 廃棄物については、令和 9 年 3 月末までに自ら処分又は処分委託が義務付けられており、廃棄物処理法に基づき都道府県による許可を受けて設置された施設や環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において処理が実施されている。

2. 制度的措置の必要性

- 高濃度 PCB 廃棄物については、JESCO による高濃度 PCB 廃棄物処理事業によって大量に保管・使用されていた高濃度 PCB の処理が大きく進展した。令和 8 年 3 月末で当該事業は終了する一方で、今後は廃屋の解体工事等により予期せず高濃度 PCB 廃棄物が発見され、少量ずつ散発的に処理する段階に移行するため、これらが長期的に保管されることがないよう、JESCO の事業終了後の高濃度 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理体制を実施するための現行制度の見直しが必要である。
- また、低濃度 PCB 廃棄物については、令和 9 年 3 月の処理期限後に、製品寿命等により新たに低濃度 PCB 廃棄物となること等が見込まれるため、「令和 10 年までに廃棄物の環境上適正な管理を行うことを目的とした確固たる努力を払う」という POPs 条約の規定を踏まえた PCB の適正な管理及び処理が実施されるよう、制度面での措置が必要である。

3. 見直しの方向性

① PCB の適正な管理体制の確保

- PCB 特措法等において、高濃度 PCB 廃棄物の継続的な処理体制の確保、低濃度 PCB 使用製品及び PCB の使用が疑われる製品（以下「低濃度 PCB 使用製品等」という。）に係る管理を強化する措置、低濃度 PCB 含有塗膜等の管理等促進の措置を講ずることにより、POPs 条約で求められている令和 10 年までの PCB の適正な管理を実現する必要がある。

② 高濃度 PCB 廃棄物の新たな処理体制の確保

- 前処理技術の実証試験結果を踏まえた上で、廃棄物処理法に基づく無害化認定制度の対象に高濃度 PCB 廃棄物を追加するとともに、無害化設備に付加する前処理技術の基準追加を行うべきである。
- 新たに発見された高濃度 PCB 廃棄物（新たに発見された高濃度 PCB 使用製品の場合も現行の処理期限を徒過しているため廃棄物とみなして取り扱う。）は、引き続きそ

の保管や処分の状況等を、保管事業者及びその処分を行う者が都道府県知事に届け出ることとする。また、現行の処分期間、特例処分期限日等に係る規定は廃止とするが、保管事業者が高濃度 PCB 廃棄物に該当すると知った日から一定期間内に、自ら処分又は処分委託をすること等を義務付け、これらの対応が不十分な場合、行政指導、行政代執行、罰則の対象とすべきである。

③ 低濃度 PCB 使用製品に係る管理制度の創設及び低濃度 PCB 使用疑い製品に係る措置

- 低濃度 PCB 廃棄物の保管事業者及びその処分を行う者に加え、低濃度 PCB 使用製品の所有事業者に対して、低濃度 PCB 使用製品の管理や廃棄の見込み等の状況について、都道府県知事への届出を義務付けるべきである。なお、高濃度 PCB 使用製品の一部については電気事業法に基づく対応がとられてきたことを踏まえ、低濃度 PCB 使用製品の同様な対応も検討すべきである。
- PCB の使用が明らかでない製品について、製造年代等から PCB の使用が疑われる範囲の特定を進めるとともに、所有事業者に対する当該 PCB 使用疑い製品の管理や廃棄の見込み等の状況把握の方策について検討すべきである。
- 低濃度 PCB 使用製品について、所有事業者に対して、機器の紛失や PCB が飛散・流出することを防ぐための管理基準を定めるとともに、低濃度 PCB 使用製品の他社への引継ぎ等により所有事業者が替わる場合は、都道府県知事への事前の届出を義務付けることにより、確実に管理する仕組みとすべきである。さらに、保管事業者や所有事業者の倒産等の個別事案への対応も想定した仕組みとすべきである。
- 所有事業者は、使用を止めて廃棄しようとする際には、現行の処分期間に係る規定を改め、都道府県知事に届出の上、低濃度 PCB 廃棄物を一定期間内に、自ら処分又は処分委託をすることを義務付け、現行制度と同様に、処分の状況を届け出る仕組みとすべきである。

④ 建築物・設備にかかる低濃度 PCB 廃棄物の計画的な処理に係る措置

- 低濃度 PCB 塗料が使用された建築物や設備等を有する者（国、自治体、特定業種企業等）について、既にその特定が進められていることを踏まえ、管理や廃棄の手順を策定するとともに、当該建築物・設備を所管する省庁と連携し、当該手順が遵守されるよう必要な措置を講ずるべきである。

⑤ 事務の見直し等

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画については、上記の制度改正を踏まえ必要な改定を行うこととすべきである。
- 都道府県のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定や、PCB 廃棄物の保管及び処分の状況の公表義務については、都道府県によっては高濃度 PCB 廃棄物及び低濃度 PCB 廃棄物を処理する無害化認定施設等が所在していないこと、所在量がまばらであることから、全ての都道府県等に計画策定や公表義務を求める必要性は低くなっ

1 ており、自治体の事務負担軽減のためにも廃止すべきである。

- 2 ○ JESCO の高濃度 PCB 廃棄物処理事業が完了となり、今後 JESCO は自らの PCB 廃棄物
3 処理施設の解体に係る業務が中心となることを踏まえ、JESCO 法の関係規定を見直
4 すべきである。また、中間貯蔵施設の維持管理等に万全を期すべきである。引き続
5 き、これらを確実かつ適正に実施するための組織・体制が必要である。

6 **V. 災害廃棄物への対応**

7 **1. 現行制度について**

- 8 ○ 東日本大震災からの教訓や災害廃棄物処理における課題を踏まえ、平成 27 年の廃棄物
9 処理法等の改正により、平時の備えから大規模災害発生時の措置に至るまで切れ目な
10 い対応が行われるよう、災害廃棄物対策に係る措置の拡充がなされた。
- 11 ○ 上記制度も活用しつつ、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風、
12 令和 2 年 7 月豪雨等における災害廃棄物処理対策を実施し、直近では令和 6 年能登半島
13 地震における災害廃棄物処理対策を実施している。

14 **2. 制度的措置の必要性**

- 15 ○ し尿・生活ごみ対策、片付けごみ対策及び家屋解体・解体廃棄物対策等の「発災時の対
16 応」、災害廃棄物処理計画・災害時協定の策定・改定や研修・訓練等の「平時の備えの対
17 応」の双方が非常に重要なものの、ともに自治体のマンパワー・ノウハウ不足が大
18 きな課題であり、今後の災害に備え、災害の規模・種類や被災自治体の規模・体制に応
19 じて、平時・発災時における全国各地の自治体への適時適切な支援を継続的かつ安定的
20 に行う仕組み等の構築が必要不可欠。
- 21 ○ 平時の備えとして事前に策定すべき災害廃棄物処理計画について、策定済の都道府県は
22 100%であるが市町村は 86%に留まっており、また、計画策定済も含めた多くの市町村で
23 は、仮置場候補地の選定、水害の被害想定、民間団体との協定締結など、同計画に盛り
24 込むべき重要事項の反映が不十分な状況にある。
- 25 ○ 災害時に既存の民間の廃棄物処理施設・処理業者を最大限活用していくためには、平成
26 27 年の廃棄物処理法改正で措置された災害時の特例措置の活用を更に進めていく必要
27 がある。円滑・迅速な災害廃棄物処理のためには特例措置の拡充が必要との意見が自治
28 体等からも示されている。
- 29 ○ 災害時には大量の廃棄物が発生し、市町村の廃棄物最終処分場だけでなく民間の廃棄物
30 処分場も活用する必要があるが、民間の廃棄物最終処分場が災害廃棄物を受け入れた場
31 合に施設の処理能力が大幅に減少し、通常の事業に支障を来すおそれがあるため、民間
32 最終処分場での災害廃棄物受入れを促進するための制度的な措置が必要であるとの懸
33 念・要望が事業者団体から示されている。

34 **3. 見直しの方向性**

- 35 ① 公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能（機関）の規定整備

1 ○ 全国の自治体において、災害時の廃棄物対応に関する体制の確保を行う
2 必要があるが、マンパワーやノウハウが不足する状況にあっても、災害廃棄物処理
3 計画（受援計画を含む。）の策定・改定及び住民への周知、民間事業者等との災害時
4 支援協定の締結やその見直し、研修・訓練の実施、災害廃棄物に関する技術的な研
5 究・開発等を行う必要があり、国において全国横断的に平時の備えを支援すること
6 が必要である。また、発災時には多種多様な事業者・支援者に対して業務依頼・調
7 整を行いつつ、災害廃棄物（安全性の観点から特別な管理が必要なもの（廃石綿等）
8 や処理先の確保が困難なもの（農薬、灯油等）を含む。）の適正処理、被災した損壊
9 家屋等についてその所有者に代わって市町村が行う公費解体に係る発注関係事務、
10 進捗管理、施工監理、各種調整等を迅速・円滑に行う必要があるが、被災自治体が
11 単独でこれらを行うことは非常に困難であり、災害の規模・種類や被災自治体の体
12 制に応じて、被災自治体における様々な事務手続や各種調整等の支援を横断的に行
13 う機能を、全国共通で安定的かつ継続的に確立・確保する必要がある。

14 ○ このためには、平時及び発災時の自治体支援については環境省地方環境事務所の体
15 制強化などを図っていく必要があるが、国のみならず、激甚災害への備えとして、
16 災害への対応に係る知見をより効果的に集積するための支援機能を有する機関による
17 体制の整備が必要である。その支援機能が備えることが望ましい要件としては、
18 廃棄物処理・公費解体に関する技術的・専門的な知見・経験を有すること、多様な
19 関係者・関係機関（自治体、事業者等）との調整に関する知見・経験・能力・連携
20 ネットワーク基盤を有すること、現地支部を発災早期に設置するなど全国的な対応
21 が可能であること、国と一体となって事業を支援することができることなどが挙げ
22 られ、国においてこうした要件を具備した体制を確保する必要がある。具備要件を
23 満たす機関として、災害支援を行うことで専門的知見を蓄積してきた JESCO や、そ
24 の他関連機関がありうるが、こうした、JESCO その他の専門支援機能を有する機関
25 に対して、平時の備えや被災自治体への支援を委託できるよう規定を整備すべきで
26 ある。

27 ② 一般廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備

28 ○ 市町村における、平時の一般廃棄物処理と発災時の災害廃棄物処理の一体性と連動
29 性を確保することにより、災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、法
30 定計画である一般廃棄物処理計画の規定事項へ、非常災害時の廃棄物処理に関する
31 事項を追加すべきである。その際、例えば、市町村地域防災計画に災害時の廃棄物
32 処理に関する事項を記載する一体策定や、複数の自治体が共同して災害廃棄物処理
33 計画を策定する共同策定など、地方分権改革における考え方を踏まえた柔軟な制度
34 運用となるよう、国から自治体に周知・助言すべきである。

35 ○ 災害廃棄物処理計画の策定・改定、民間事業者・団体等との連携を促進し、平時の
36 一般廃棄物処理とも連動させつつ発災時の災害廃棄物処理の実効性を高める必要が
37 あるため、市町村の災害廃棄物処理計画や自治体と民間事業者・団体等との災害支

援協定を制度化する必要がある。市町村だけでは対応が難しい災害廃棄物対応について、他の自治体はもとより民間事業者・団体等との連携を行うことで、より円滑な災害廃棄物対応が可能になることから、こうした自治体間及び民間事業者・団体との災害支援協定の締結・活用を促進する観点から、災害廃棄物処理計画に基づく災害支援協定の締結を、自治体の努力義務とすべきである。その際、災害の規模・種類や被災自治体の体制に応じて柔軟な対応が可能となるよう都道府県と連携した広域的な枠組みでの協定締結を可能とするなど、柔軟な制度運用となるよう国から自治体に周知・助言すべきである。

- 自治体や民間事業者団体からの要望等を踏まえ、適正処理の確保を前提としつつ、円滑・迅速な処理の観点から、災害廃棄物処理の特例措置等の拡充を図る必要がある。適正処理の確保及び責任の所在の明確化を前提に、当該自治体から委託を受けた民間事業者等が災害廃棄物処理を行う場合に、一般廃棄物処理の委託基準（再委託）を合理化する災害時特例を措置すべきである。
- 廃棄物処理法第15条で規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の処理施設（畳、瓦、石膏ボードの破碎施設等）で当該産業廃棄物の処理を行う事業者が、当該産業廃棄物と同種の災害廃棄物の処理を行う場合について、手続きの簡素化を図るなど、一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例措置を拡充すべきである。
- 国の基本方針、都道府県廃棄物処理計画に、公費解体工事等の円滑な実施のために必要な記載を行うべきである。

③ 廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の創設

- 災害廃棄物を受け入れる能力を有する民間の廃棄物最終処分場の申請に基づく都道府県知事による指定制度及び指定を受けた者に対する制度的な措置を創設するとともに、災害発生時に一定の基準を満たす場合において、都道府県又は市町村が、当該指定を受けた廃棄物最終処分場の設置者に対して、災害廃棄物の最終処分の受け入れを求めることができるようすべきである。

VI. おわりに

以上のとおり、今後の廃棄物処理制度のあり方について、多岐にわたる提言を行った。政府においては、本提言を踏まえ、廃棄物処理制度をめぐる昨今の課題に的確に対応できるよう、法制的な見地から、必要に応じて適切な内容に見直しを行うことを含め、具体的な制度設計について検討を深めていくべきである。

以上